

正 誤 表

『社労士業務便覧令和6年版』の記載に誤りがありました。

お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

労働調査会

社労士業務便覧令和6年版		
	訂正前	訂正後
P159 ●介護休業制度の概要 期間・回数	●対象家族1人につき通算93日まで。3回を上限として分散取得が可能（勤務時間の短縮等の措置が講じられている場合はそれとあわせて93日）	●対象家族1人につき通算93日まで。3回を上限として分散取得が可能